

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 31 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

確定拠出年金Q&Aの改定について

「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」（令和3年政令244号）及び「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」（令和3年厚生労働省令150号）が令和3年9月1日にそれぞれ公布されたこと等を踏まえ、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」を別添のとおり改定し、令和6年12月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金 Q & A 新旧対照表

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
70-2	〃	<u>DB、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金に係る他制度掛金相当額の合計が月額 5.5 万円を上回ることとなった加入者については、事業主掛金を拠出することができないが、加入者資格を喪失するのか。</u>	<u>法第11条に規定する資格喪失事由に該当しないため、喪失せず、事業主掛金0円で加入者資格が継続することになる。</u> ※102-6も参照。			(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
70-3	〃	<u>規約に、育児休業及び介護休業を掛金拠出中断として設定、育児休業と介護休業がそれぞれ別の就業規則に規定されている場合、就業規則の改訂に伴い、改訂前後で育児・介護休業の内容に係る変更はないものの、別々に規定されていた育児休業・介護休業に係る就業規則が1本化されることに伴い規約が変更される場合、承認が必要な法3条3号7号の変更に該当するのか。</u>	<u>該当しない。施行規則5条1項17号の条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項に該当する。</u>	<u>法3条3項7号 則5条1項17号</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
70-4	〃	<u>規約上、掛金拠出中断を設定する場合、規約には、当該掛金拠出中断する「事由」または「期間」について定められた就業規則や育児・介護休業規程等を引用しているところ、育児・介護休業法の改正に伴い規約が変更される場合、法3条3号7号の</u>	<u>該当せず、旧制度適用の終了事由にも該当しない。施行規則5条1項18号の法令の改正に伴う変更に係る事項に該当し、承認は不要となる。</u>	<u>法3条3項7号 則5条1項18号</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<u>変更</u> に該当するの <u>か</u> 。							
71	〃	掛金の抛出の中断について、認められるケースと認められないケースの基準はあるの <u>か</u> 。	掛金は、原則事業主が年一回以上、定期的に抛出するものであるが、 <u>就業規則等に定める休業など合理的な理由により給与が支給されておらず、かつ、労使合意のうえ規約に明確に規定されているのであれば中断も可能</u> 。	法3条3項7号	71	〃	掛金の抛出の中断について、認められるケースと認められないケースの基準はあるの <u>か</u> 。	掛金は、原則事業主が年一回以上、定期的に抛出するものであるが、 <u>給与が支給されておらず、合理的な理由があり、かつ、労使合意のうえ規約に明確に規定されているのであれば中断も可能</u> 。	法3条3項7号
71-6	〃	①加入者掛金を、(1)令第6条第4号ハに該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、(2)規則第4条の2第1号に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める抛出限度額から事業主掛金を控除したものとすることを予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可 <u>か</u> 。 (当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない <u>か</u> ?) 加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める抛除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすること	①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。 ②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌抛除単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金抛除単位期間につき1回の変更にカウントされる。 また、事業主掛金の額が引き上げられたこと又は <u>他制度掛金相当額が引き上がる</u> ことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が抛除限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。	法3条3項7号の2 法令解釈通知第1-3(6)	71-6	〃	①加入者掛金を、(1)令第6条第4号ハに該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、(2)規則第4条の2第1号に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める抛除したものとすることを予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可 <u>か</u> 。 (当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない <u>か</u> ?) 加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める抛除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすること	①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。 ②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌抛除単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金抛除単位期間につき1回の変更にカウントされる。 また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が抛除限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。	法3条3項7号の2 法令解釈通知第1-3(6)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		は可能か。 ②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされるのか。					は可能か。 ②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされるのか。		
71-7-1	〃	規則第4条の2第4号及び同条第5号における「加入者掛金の額を零に変更」及び「加入者掛金の額を零から変更」とは、「今後の拠出を零に変更」、「今後の拠出を零から変更」という理解でよいか。	よい。	令6条4号 規則4条の2 法令解釈通知第1-3	71-7-1	〃	規則第4条の2第3号及び同条第4号における「加入者掛金の額を零に変更」及び「加入者掛金の額を零から変更」とは、「今後の拠出を零に変更」、「今後の拠出を零から変更」という理解でよいか。	よい。	令6条4号 規則4条の2 法令解釈通知第1-3
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	85-2	〃	簡易企業型年金を実施している場合であって企業型年金加入者が300人を超えているかの確認は、どのように行うのか。	毎年、事業年度終了後3月以内に地方厚生(支)局に提出する事業報告書(規則第7号様式)の「4. 厚生年金保険適用者数」により確認する。	〃
85-2	〃	簡易企業型年金を実施しようとするときに企業型年金規約の承認申請書に添付す	年金事務所が交付する「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)	〃	85-3	〃	簡易企業型年金を実施しようとするときに企業型年金規約の承認申請書に添付す	年金事務所が交付する「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		る書類である簡易企業型年金の実施要件に適合することを証する書類とは、何を添付すればよいか。	書」等が考えられる。				る書類である簡易企業型年金の実施要件に適合することを証する書類とは、何を添付すればよいか。	書」又は年金事務所に提出する「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」の総括表の写し(年金事務所の受付印が押印してあるものに限る。)等が考えられる。	
85-3	〃	簡易企業年金を実施する複数の事業主により、1つの規約(総合型規約)のもと簡易企業年金を実施することは可能か。 また、総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは可能か。	総合型規約により簡易企業型年金を実施することは可能。 総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは不可。	〃	85-4	〃	簡易企業年金を実施する複数の事業主により、1つの規約(総合型規約)のもと簡易企業年金を実施することは可能か。 また、総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは可能か。	総合型規約により簡易企業型年金を実施することは可能。 総合型規約において、通常の企業型年金と簡易企業型年金を併存させることは不可。	〃
87	〃	企業型年金規約には、各企業が各々の基準給与により掛金を算出した額が拠出限度額を超えた場合にはその額を上限とする旨を規定しているが、この額を拠出限度額の実額ではなく、「政令で定める額」等と規定し、今後、拠出限度額の変更があるごとに規約変更しなくてもいいようにしたいが可能か。	可能。ただし、本来、規約は加入者等がその内容を見ただけで明確に認識できる必要があることから、拠出限度額を「政令で定める額」等とした場合には、加入者等に対して額の周知を図るよう努めることを規約に記載することが必要。また、拠出限度額が下がることもあり得ることから、その点も含み置くことが必要。 <u>なお、DB等の他制度を併用している場合であって、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び</u>	〃	87	〃	企業型年金規約には、各企業が各々の基準給与により掛金を算出した額が拠出限度額を超えた場合にはその額を上限とする旨を規定しているが、この額を拠出限度額の実額ではなく、「政令で定める額」等と規定し、今後、拠出限度額の変更があるごとに規約変更しなくてもいいようにしたいが可能か。	可能。ただし、本来、規約は加入者等がその内容を見ただけで明確に認識できる必要があることから、拠出限度額を「政令で定める額」等とした場合には、加入者等に対して額の周知を図るよう努めることを規約に記載することが必要。また、拠出限度額が下がることもあり得ることから、その点も含み置くことが必要。	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<u>信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和3年政令第244号。以下「令和3年税改政令」という。）附則第2項の経過措置の適用を受けるときは、旧制度適用の旨を規約に明記することが必要。</u>						
102-6	〃	<u>DB、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済制度又は石炭鉱業年金基金に係る他制度掛金相当額が月額5.5万円を上回る者については、事業主掛金を拠出することができないが、企業型年金の加入資格を取得するのか。</u> <u>そのような者を「一定の資格」により加入除外することは可能か。</u>	<u>掛金額0円で加入者資格を取得する。その際、新制度移行日以降の採用者について、事業主掛金を拠出することができないことを理由として「一定の勤続期間」により加入除外することは可能。具体的には、「令和〇年〇月（←新制度移行月）の前月において勤続期間を有する者を加入者とする。」などと規約に定めることが考えられる。</u> <u>※40及び70-2も参照。</u>			(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
102-7	企業型年金の資格喪失	一定の資格を定め、当該資格に該当しなくなったことにより加入者の資格を喪失する場合、企業型年金運用指図者となるのか。	60歳以上で加入者の資格を喪失する場合、企業型年金運用指図者となる。	法11条5号 法15条1項1号	102-6	企業型年金の資格喪失	一定の資格を定め、当該資格に該当しなくなったことにより加入者の資格を喪失する場合、企業型年金運用指図者となるのか。	60歳以上で加入者の資格を喪失する場合、企業型年金運用指図者となる。	法11条5号 法15条1項1号
102-8	〃	一定の資格を定め、当該資格に該当しなくなったこと	一定の資格に該当しなくなった日の翌日となる。	法11条規則13	102-7	〃	一定の資格を定め、当該資格に該当しなくなったこと	一定の資格に該当しなくなった日の翌日となる。	法11条規則13

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		により加入者の資格を喪失する場合、資格喪失日はいつになるか。	ただし、一定の年齢により加入者の資格を定める場合（年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合を除く。）は、当該一定の年齢に到達した日（誕生日の前日）が資格喪失日となる。 ※年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合の資格喪失日はその月末や年度末等の翌日。	条の2			により加入者の資格を喪失する場合、資格喪失日はいつになるか。	ただし、一定の年齢により加入者の資格を定める場合（年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合を除く。）は、当該一定の年齢に到達した日（誕生日の前日）が資格喪失日となる。 ※年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合の資格喪失日はその月末や年度末等の翌日。	条2
103-1	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合で、当該年齢を職種ごとに異なる年齢（正社員は65歳、研究職は62歳）が定められている規約において、60歳以上の加入者が職種変更した場合、どのような取扱いとなるか。 ①63歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合 ②61歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合 ③60歳以上の加入者が、年齢にかかわらずDC適用除外とされている職種への職種変更により資格	①については変更後の職種の一定の年齢に該当した取扱い（法11条5号に該当）とし、 <u>移換待機者（加入者資格を喪失した後、未だ資産の移換が行われていない者）</u> とはならず、企業型年金運用指図者となる。 ②については加入者となる。 ③については、法11条5号に該当し、企業型年金運用指図者となる。 なお、法11条3号に該当し、資格喪失した場合は移換待機者になる。	法11条5号 法15条1項1号	103-1	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合で、当該年齢を職種ごとに異なる年齢（正社員は65歳、研究職は62歳）が定められている規約において、60歳以上の加入者が職種変更した場合、どのような取扱いとなるか。 ①63歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合 ②61歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合 ③60歳以上の加入者が、年齢にかかわらずDC適用除外とされている職種への職種変更により資格を喪失	①については変更後の職種の一定の年齢に該当した取扱い（法11条5号に該当）とし、 <u>移換待機者</u> とはならず、企業型年金運用指図者となる。 ②については加入者となる。 ③については、法11条5号に該当し、企業型年金運用指図者となる。 なお、法11条3号に該当し、資格喪失した場合は移換待機者になる。	法11条5号 法15条1項1号

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		を喪失する場合					する場合		
104	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	104	加入者情報の通知	「退職手当制度が適用される者」の資格を取得した年月日とはどういう概念か。 (入社年月日か)	退職金規程に定めるところによる(具体的には、新入社員から退職手当の支給対象となれば、入社年月日となる。)	法16条1項 規則10条1項3号
105	加入者情報の通知	事業主は、給付支払いにかかる源泉徴収税額の計算に必要な事項を記録関連運営管理機関に通知するものとされているが、基金や確定給付企業年金の制度管理を行う信託銀行を通じて行わせることは可能か。	可能。	法16条1項 規則11条	105	〃	事業主は、給付支払いにかかる源泉徴収税額の計算に必要な事項を記録関連運営管理機関に通知するものとされているが、基金や確定給付企業年金の制度管理を行う信託銀行を通じて行わせることは可能か。	可能。	法16条1項 規則11条
106	〃	移換待機者が退職金等の支払を受けた場合は、誰が記録関連運営管理機関に対して通知する責務を負っていることになるのか。	元の事業主。	法16条1項 規則11条7項	106	〃	移換待機者(加入者資格を喪失した後、未だ資産の移換が行われていない者)が退職金等の支払を受けた場合は、誰が記録関連運営管理機関に対して通知する責務を負っていることになるのか。	元の事業主。	法16条1項 規則11条10項
108	事業主掛金の拠出限度額	存続厚生年金基金の加入員で、加算部分非適用の者の企業型年金の拠出限度額はいくらか。	・新制度を適用する場合 55,000円から他制度掛金相当額を控除した額(月額) ・旧制度(令和3年税改政令による改正前の拠出限度額が適用されることをいう。以下同じ。)を適用する場合 27,500円(月額)	法20条 令11条	108	事業主掛金の拠出限度額	存続厚生年金基金の加入員で、加算部分非適用の者の企業型年金の拠出限度額はいくらか。	月額27,500円(年額330,000円)	法20条 令11条
151	〃	休職中の拠出停止期間や、他制度掛金相当額の合計が	算入される。	〃	151	〃	休職中の拠出停止期間は通算加入者等期間に算入され	算入される。	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		月額 5.5 万円を上回ること となったため事業主掛金 0 円となる加入者期間は通算 加入者等期間に算入される か。					るか。		
151- 6	加入者記 録の提供	裁定に必要な記録の提供を 求めるため、裁定請求を受 けた記録関連運営管理機関 又は特定運営管理機関から、 当該請求者の個人情報 (氏名、性別、生年月日、基 礎年金番号、住所等)を他の 記録関連運営管理機関又は 特定運営管理機関に対し、 本人の同意なく提供するこ とは、個人情報保護の観点 から問題ないのか。	問題ない。 法 99 条 2 項における「業務 の遂行に必要な範囲内」に 該当する。	法 9 9 条 2 項 規則 2 2 条の 2	151 -6	加入者記 録の提供	裁定に必要な記録の提供を 求めるため、裁定請求を受 けた記録関連運営管理機関 又は特定運営管理機関から、 当該請求者の個人情報 (氏名、性別、生年月日、基 礎年金番号、住所、 <u>企業型年 金加入者の資格の有無等</u>) を他の記録関連運営管理機 関又は特定運営管理機関に 対し、本人の同意なく提供 することは、個人情報保護 の観点から問題ないのか。	問題ない。 法 99 条 2 項における「業務 の遂行に必要な範囲内」に 該当する。	法 9 9 条 2 項 規則 2 2 条の 2
166	〃	存続厚生年金基金を解散し て企業型年金に移行する場 合、拠出限度額は「企業年金 を実施していない場合」に 該当すると考えてよいか。	よい。(解散する存続厚生年 金基金の他に企業年金を実 施していない場合。)なお、 各パターンによる企業型年 金事業主掛金の拠出限度額 は以下のとおり。 他の企業年金がなければ月 額 55,000 円、 <u>他の企業年金があれば、月 額 55,000 円から他制度掛金 相当額を控除した額 (新制 度適用)。</u>	法 5 4 条 令 1 1 条	166	〃	存続厚生年金基金を解散し て企業型年金に移行する場 合、拠出限度額は「企業年金 を実施していない場合」に 該当すると考えてよいか。	よい。(解散する存続厚生年 金基金の他に企業年金を実 施していない場合。)なお、 各パターンによる企業型年 金事業主掛金の拠出限度額 は以下のとおり。 他の企業年金がなければ月 額 55,000 円 (<u>個人型年金同 時加入可能者の場合は月額 35,000 円</u>)、 <u>他の企業年金があれば月額 27,500 円 (個人型年金同時 加入可能者の場合は月額 15,500 円)。</u>	法 5 4 条 令 1 1 条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
227	〃	企業型年金加入者が個人型年金に加入する場合、55,000円から企業型年金の事業主掛金を控除（DB等にも加入している者はDB等の他制度掛金相当額も控除）した残余の範囲内（上限20,000円）で掛金を拠出できるが、加入後、事業主掛金（及び他制度掛金相当額）を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金の最低掛金額（5,000円）を下回ったとしても拠出可能か。	最低掛金額（5,000円）を下回ったときは掛金を拠出できないため、運用指図者となって運用のみを行うか、企業型年金に資産を移換することとなる。 なお、加入時に当該額を下回るときは、加入できない。		227	〃	企業型年金加入者が個人型年金に加入する場合、55,000円（DB等に加入している者は27,500円）から企業型年金の事業主掛金を控除した残余の範囲内（上限20,000円。DB等に加入している者は12,000円）で掛金を拠出できるが、事業主掛金を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金の最低掛金額（5,000円）を下回ったとしても拠出可能か。	最低掛金額（5,000円）を下回ったときは、掛金は拠出できない。	
227-1	〃	DB等に加入している者（企業型DCにも加入している者を除く。）が個人型年金に加入する場合、55,000円からDB等の他制度掛金相当額を控除した残余の範囲内（上限20,000円）で掛金を拠出できるが、加入後、他制度掛金相当額を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金の最低掛金額（5,000円）を下回ったとしても拠出可能か。	最低掛金額（5,000円）を下回ったときは、個人型年金の加入者資格が喪失するため、掛金は拠出できず、運用指図者となって運用のみを行うこととなるが、DB等が個人別管理資産の受換を認めている場合はDB等へ資産を移換することが可能。 また、個人別管理資産額が25万円以下であるなど一定の条件を満たせば、脱退一時金の受給が可能。 なお、加入時に最低掛金額を下回るときは、加入できない。			(新規)	(新規)	(新規)	

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	293	//	個人型の脱退一時金に関して、請求できる対象者が保険料免除者に限られた他、金額要件が25万円以下に統一されたが、これらの請求要件変更（法附則3条の改正とそれに付随する令60条2項の改正）は、平成28年改正法施行日以降に資格喪失した場合に限るという認識でよいか。	よい。	法附則3条 平成28年改正法附則3条2項 政令60条2項
293	//	企業型年金加入者であった60歳未満の外国籍を有する者が母国に帰国した場合、脱退一時金の請求は法附則2条の2又は附則3条のどちらでも可能か。	個人型年金運用指図者である場合は附則2条の2による請求はできないが、それ以外の場合はどちらでも可能。ただし、法附則2条の2による脱退一時期の請求は企業型年金加入者の資格を喪失した月の翌月から起算して6月以内に請求する必要がある。	法附則2条の2 法附則3条3項	293 21	//	企業型年金加入者であった60歳未満の外国籍を有する者が母国に帰国した場合、脱退一時金の請求は法附則2条の2又は附則3条のどちらでも可能か。	個人型年金運用指図者である場合は附則2条の2による請求はできないが、それ以外の場合はどちらでも可能。ただし、法附則2条の2による脱退一時期の請求は企業型年金加入者の資格を喪失した月の翌月から起算して6月以内に請求する必要がある。	法附則2条の2 法附則3条3項